

市会議案第 16 号

防災庁の発足を見据えた実効性のある防災・減災体制
の構築を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

吹田市議会議員	小北 一美
---------	-------

同	浜川 剛
---	------

同	井上真佐美
---	-------

同	野田 泰弘
---	-------

同	矢野伸一郎
---	-------

防災庁の発足を見据えた実効性のある防災・減災体制 の構築を求める意見書（案）

本年７月に発生した「令和８年熊本地震」は、猛暑期に発生したことから、避難所生活や車中泊等における熱中症やエコノミークラス症候群などの健康リスクに加え、衛生的なトイレの確保や燃油不足、被災地方公共団体における職員不足など、様々な課題が生じた。

これらの課題には地方公共団体単独での対応が難しいものもあり、大規模災害に備え、避難生活の環境整備や被災者の健康管理、物資の確保、人的支援、住民への情報提供等、国と地方公共団体が連携し、広域的な支援体制を平時から整備することが重要である。

こうした状況を受け、令和８年中に発足を予定している防災庁に対しては、国と地方公共団体の連携を強化するとともに、今回の熊本地震を始めとする近年の災害から得られた教訓を踏まえ、現場のニーズに即した防災・減災対策を実施する役割が期待される。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、防災庁の発足を見据え、その司令塔機能を十分に発揮できる実効性のある防災・減災体制を構築し、下記の事項を着実に推進することを強く要望する。

記

- 1 トイレカーなど、避難生活に必要な資機材の確保・搬送体制を整え、衛生的で良好な生活環境の整備を図ること。
- 2 被災者の健康を守るため、DMA T（災害派遣医療チーム）等を車中泊・在宅避難者へも早期かつ広域に派遣、巡回させる体制を整備すること。
- 3 被災地の職員不足を補うため、災害マネジメント総括支援員（GADM）を始め、国、地方公共団体、民間の支援を調整する人材を迅速に派遣、配置すること。
- 4 救急・復旧活動や住民の避難、生活維持に不可欠なガソリン等の燃油を優先かつ迅速に供給できる仕組みを構築すること。
- 5 二次災害を防ぐため、地殻変動や斜面変位等を継続的に監視し、住民への迅速かつ的確な情報提供により、適切な避難を促すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 日

吹 田 市 議 会